

幼稚園における「社會」について

千葉大学 宮 内 孝

ここに云う社會とは、個人生活に対する社会生活を意味するのではなく、また、身体的、知的、情緒的発達と区分した社会的発達を意味するものではありません。それは、小学校における教科としての社會、即ち、國語、算數、理科などとならんで考えられる社會科に相当するものを意味するのであります。

い、かえれば、従来幼稚園に於ける保育項目の一つに相当するものとして考えて居るのであります。勿論、現在、幼稚園においては小学校の如く教科を設けては居りませんし、又、従来のように保育項目というものはつきりとは定められて居りません。従つて、私は、こゝでは、幼稚園において保育項目の如きものが定められるとしたならば、「社會」という項目が必要であらうか、若し必要であるとしたならばその内容はどのようなものであるかということについて考えて見たいと思います。

(1)、幼稚園に於ける保育項目はどのように変せ

んしたか

幼稚園に於ける保育の内容をその性質によつて分類し、いくつかのまとまりをつくることはわが國においては古くから行われて來ています。即ち、その淵源は明治九年の東京女子師範学校附属幼稚園に於ける、物品科、美麗科、知識科の三科目の分類に發して居ります。これはその後（明治十四年）に改正されて、会集、修身の話、庶物の話等二十科目となりました。我が國において保育の項目を法令として始めて明かにしたのは明治三十二年六月でありました。幼稚園保育及設備規定で保育の項目として遊戯、唱歌、談話及手技の四つを定めました。翌三十三年八月、小学校令施行規則（省令十四号）に於いて整備され、保育四項目の具体的内容に亘つても明示され（同規程第九十七条、第二百一条参照）わが國の幼稚園がはじめて独立の法的規定をもつた大正十五年の幼稚園令においても殆ん

とその内容は変化せず、わずかに保育の項目を増加したに過ぎません。即ち、遊戯、唱歌、談話及手技の四項目を遊戯、唱歌、観察、談話及手技等としました。(幼稚園令施行規則第二条)

現在、幼稚園には戦前のような保育五項目は存在しません。強いて云えば、保育要領に示してある保育内容としての十二の項目が此れにあたると思えます。何故ならば、学校教育法に幼稚園の目的(第七十七条)と目標(第七十八条)が掲げられ、「幼稚園の保育内容に関する事項は、前二条の規定に従い、監督庁が、これを定める」(第七十九条)と規定してあり、同法施行規則第七十七条において「小学校の教科課程、教科内容及びその取扱については学習指導要領の基準による」(第二十五条)を準用すると規定して居るからであります。

降つて昭和二十六年三月三日付で文部省から通達された幼児指導要録には身体状況、健康の習慣、しごとの習慣、社会生活、自然言語、音楽リズム、絵画製作の八つになつて居り、同時に通達された「指導要録の趣旨とその取扱について」において、項目は、小学校教育との連関をじゆうぶん考慮し、かつ幼児の全体的発達に必要なもののみを選んでいる」と記してあります。

(2)、なぜ社会という項目を設けるか

上に述べたことから明かな通り、幼稚園においては、今だかつて一度も社会という項目は設けられて居りません。それにもかゝらず何故社会という項目を設けた方がよいと考えられるのであります。ようか。

社会科という教科が小学校に設けられたのは戦後でありますので此処では戦後のことにのみ限つて考えて見ることにします。

保育要領に示された保育内容の十二の項目はたといそれがすぐれた構想をもち、幼稚園教育に適切な内容をもつて居ると万人が認めて居るとしても、それがあまりにも雑然として居ることはたしかであり、これは整理されなければならないものであると考えられます。例えば、見学、ごっこ遊び、劇遊び、人形芝居といった類の学習形態と教科的な音楽、絵画、製作というものが同列にならんで居り、お話や健康保育というのがあります。

此の点では指導要録は大分整理されています。しかし、しごとの習慣と言語や自然とならんでいることも決して統一ある考え方でありません。また、身体状況と健康の習慣と別項に二つ設けることがよいでしょうか。健康の習慣だけでよいではありませんか。更に、社会生活といつて、何故、社会にのみ生活をつけて、自然や言語に生活という語をつけないのでしょうか。此の外色々問題はありますが、要するに、自然、言語、音楽リズム、絵画製作という表現と対比するならば、——このような表現がよいか悪いかは別として——しごとの習慣と社会生活とは合せて、社会という表現を用いるべきであると考えられます。

何故ならば、昭和二十六年七月発行の小学校学習指導要領社会科編第三章社会科の学習内容幼稚園の項で「したがつて幼稚園では、おうちごっこ、おきやくごっこ、お店ごっこ、乗物ごっこなどによつて、おとなの仕事や、周囲の事物の用途などを、ごくおおまかに初歩的に理解させるとともに、次にあげるような生活態度を養うこ

とをめぐすべきであらう」と述べ十五のめあてを挙げて居ります。

これを見ると幼児指導要録のしごとの習慣と社会生活の項目に挙げられている事項と殆んど同一であります。即ち、(1)事項の数は同一である。(2)指導要録では「くふうしてやる」を「遊び方や道具の使い方をくふうする」「親切である」を「ひとに親切にする」「遊びやしごとの公正にできる」を「公正に遊びや仕事をする」「ひとに助力する」を「ひとに協力する」に訂正したのみであります。このことから考えるに幼児指導要録のしごとの習慣と社会生活を合せたものが小学校の社会科に相当するものであるということができましよう。

このようなことを綜合するならば、幼児指導要録に於けるしごとの習慣と社会生活を合せて、社会という表現を用いることは、それが単に表現に於ける他とのきんこうというのみならず、幼稚園と小学校との連関という意味からも、更には幼児教育の社会化を重視する点からも必要なことであります。故に法第七十九条の規定に基いて幼稚園の保育内容を従来如く、いくつかの項目にわけけるならば、法第七十八条の第二号及び第三号の目標を主として達成するものとして「社会」という項目を設けることが最も適切であると考えられます。

(3) 社会は何をめぐすべきのであるか

人間は社会的存在であります。従つて社会生活を正しく理解し、その中における自己の立場を自覚することによつて社会に正しく適応すると同時に、社会を進歩向上させていく態度や能力を身につけ

る必要があります。

幼稚園に於ける社会はこのようなことをその目標とすべきであると考えます。そして実際の指導にあつては、このような目的に達するために、子どもの成長発達とその興味と欲求とに基づいて具体的な目標を定め、それを達成できるような指導の方法が考えられなければなりません。具体的な目標を考へる場合その観点ともいべき二、三のものを挙げますと

(1) 子どもの立場に立つて考へること。

大人を中心として大人の考へで子どもの生活を考へたり、子どもにおしつかりしてはならないことは勿論であります。幼稚園においては、子どもの社会生活への適応を中心に考へ、やゝもすれば社会の慣習をそのまま子どもにおしつける所謂しつけということに重点をおいて考へ勝ではないでしょうか。もともと社会を正しく理解し、社会に適応すること、社会の進歩向上、更には新しい社会の創造ということは決して別々のものでもなければまた前後するものでもありません。即ち正しく適応することは同時に新しい社会の建設でなければならぬし、事実そうであると考へられます。したがつて、子どもが社会生活のしかたを身につけて行くことは、それは現在の社会生活のしかたそのものを身につけるばかりではなく、子どもは子どもなりに、自ら社会において、自らの社会をつくり出し、その社会においての生活のしかたを身につけて居るのであります。

云いかえれば、幼稚園において、子どもがともだちと共に遊んでいるのは、子どもたちが、子どもたち自身一つの社会を作り、その

社会において生活するしかたを創造してゐるのであります。たとえそれが教師の指導によつて仲間がつくられ遊び方をまなび、それによつて遊んでいるとしても、それはあくまでも子ども自身のものであつて決して教師から与えられたものではありません。また、それが他の模倣であるとしても、模倣のうちに創造があり、否、子ども自身にとつては模倣そのものが創造であると云えましよう。

(2) 子どもは具体的な活動を過して身につけ、理解して行くのであること。

子どもにとつてはあそびやしごとそのものが学習なのであります。幼稚園においては、子どもは仲間と遊ぶことによつて、その遊び方を身につけ、理解して行くのであります。家庭生活を理解するのは、おうちごつこを通して理解するのであつて、家庭生活をおもい出すことによつて抽象的に理解するものではありません。(これが小学校と著しく異なる点である)。

(3) 項目や目標は便宜上設けたものであること。

子どもの生活は有機的総合的なものであり、その経験も具体的にあり個々に切離すことができないものであります。けれども実際の指導にあつてはその内容をその性質によつていくつかのまとまりに分けて考える方が便利であり、実際の効果もあげ得ると考えられるのでいくつかの項目を設けるのであります。従つて、前述の社会の目的を達成するとしても、それは社会においてだけではなしに他の項目との連関においてなされなければならないのであります。具体的目標にしても、子どもの活動を分析的に考え、主として社会に属するものはどのようなものであり、主とするねらいはどのような

ものであるということを示すに過ぎないのであります。

上の様な観点から幼稚園に於ける社会の具体的な目標を定める必要があります。ではその具体的な目標はどのようなものでありましようか。こゝでは過去において発達されたものを手がかりとして考えて見ることにします。

幼稚園に於ける社会の具体的な目標は保育要領において明かにさるべきものであるが、前述の通り、保育要領には社会という項目はありません。しかし、社会に相当する保育内容は十分に考えられて居ります。即ち、見学の前半、ごつこ遊び、年中行事等の項目は主としてこれに相当するものであると考えられます。けれどもそれらは学習形態を示し、指導方法が中心であつて、目標にはあまりふれて居りません。故にわれわれは、これを幼児指導要録及び小学校学習指導要領社会科学篇幼稚園の項に求める外はありません。しかし、前にも述べた通り、この両者は殆んど同一の事項が挙げられて居るので、こゝでは後者について考えて見ることにします。

これによると先づ理解の面では「おとなの仕事や、周囲の事物の用途などは、ごくおまかに初歩的に理解させる」とあります。これはおとなの仕事と限つた所に難点があり、またもう少し具体的に示す必要があると考えられます。(方法としてごつこ遊びのみ強調して見学などを落して居るのは妥当を欠いている。)

次に生活態度として十五のめあてをあげて居るが、これは大体において妥当なものであると考えられます。然し、第一に、しごと遊びを区別して、其の上に立つて考えている傾向があります。これは子どもの具体的な生活の面から総合的に考える方がよいと思われま

す。なぜならば、幼稚園時代においては、しごと遊びも、こども自身にとつてはそれ程はつきり区別されないからであります。

第二に、事項をもう少し整理する必要があります。例えば「ひとのめいわくにならないように静かにする」という事項と「ひとと仲よく遊ぶ」という事項と同列にならぶべきものであるかどうか。たしかに、幼稚園においてはひとにめいわくにならないように静かにすることは必要であります。しかし「ひとにめいわくをかけない」という事項にして、静かにするをその中に含めては何故悪いのでありましょうか。又、「物や道具をたいせつにする」と「ひとのものをだいにじにする」と二つ掲げる必要があります。前者は一般的に考えたものであり、後者はものを媒介としての対人関係ということになり、一応は説明がきますが、後者は前者の中に包せつされないのであります。

第三に、これだけの事項でよいであります。これらの事項は、一応幼稚園に於ける社会の指導目標として其の重なるものを挙げたのであるから、これだけでよいということの意味しているわけではないでしょう。

しかし、これらの事項と同じ比重で、或はこれらのもの或事項以上に必要なものがないではありませんか。

幼稚園に於ける生活は家庭や近隣社会の如き自然発生的社会に於ける生活とは異つた性質のものであり、こどもにとつては新しい生活経験であり、また重要な生活経験であるが故に、このような集団生活に参加する態度が先づ必要とされます。それにもかゝらずそのことがありません。

次に、日常生活に必要ないろいろの *habits* を身につけることあります。そしてこれは幼稚園において、最も重視しなければならぬもの、一つであると考えられます。何故ならば、そのうちのあつたものは幼児期において一番身につけやすいものもあるし、また是非とも身につけておく必要のあるものもあるからです。「慎みのある動作や態度がとれる」という事項はこれにあたるもの、一つとして考えられますが、これは従来の行儀作法といつたことを思いださせ、又、その表現も幼児にそぐわないような感じがします。日常生活に必要ないろいろの *habits* は、幼稚園教育全般にわたつて指導されなければならないことは勿論であるが、社会において特に指導されなければならないと考えられます。公衆衛生的なことは健康にまわすとしても、例えば、あいさつとか道の歩き方などという、ようなものは社会において取扱うものであることは勿論であります。

又、自分のものとひとのもの、(特に公共のもの)との区別であります。即ち、所有権の区別であります。こどもは自分のものはつきりして居るが、ひとのものがはつきりしない傾向があります——特に公共物や畑のもの等。強い欲求からいつとはなしに自分のものにしてしまうことがまゝあります。これは非常に警戒すべきことであります。又、このことは物を中介として対人関係を理解させ、自主的な態度の芽萌えを養うことにもなります。